

平成30年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,869,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 411,105,000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,126,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	85,256,264 千円
第1項	営 業 収 益	77,555,723 千円
第2項	営 業 外 収 益	7,700,541 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	77,023,060 千円
第1項	営 業 費 用	72,686,411 千円
第2項	営 業 外 費 用	4,251,649 千円
第3項	特 別 損 失	35,000 千円
第4項	予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 25,764,220 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 18,102,491 千円、建設改良積立金取崩額 7,661,729 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	水道事業資本的収入	14,283,135 千円
第1項	企業債	11,797,000 千円
第2項	出資金	557,000 千円
第3項	補助金	190,997 千円
第4項	分担金及び負担金	1,721,422 千円
第5項	その他資本的収入	16,716 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	40,047,355 千円
第1項	建設改良費	26,959,170 千円
第2項	企業債償還金	12,861,979 千円
第3項	投資	195,206 千円
第4項	国庫補助金返還金	1,000 千円
第5項	予備費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備工事	平成31年度から 平成34年度まで	13,488,000 千円
水道施設管理マッピングシステム（仮称）開発及び保守・運用業務委託	平成31年度から 平成41年度まで	4,468,000 千円
水道メーター検針業務及び料金整理業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	4,234,000 千円
水道料金事務オンラインシステム開発業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	2,150,000 千円

横浜水道130年史（仮称） 編集等業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	40,000 千円
--------------------------	----------------------	-----------

横浜市水道料金体系 在り方審議会運営 業務委託	平成31年度	5,000 千円
-------------------------------	--------	----------

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 起債の目的 | 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。 |
| (2) 限度額 | 8,882,000 千円 |
| | 配水管整備事業費
充当企業債 8,382,000 千円 |
| | 基幹施設整備事業費
充当企業債 500,000 千円 |
| (3) 起債の方法 | ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は平成30事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 |
| (4) 利率 | 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率。） |
| (5) 償還の方法 | ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、79,808 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、700,000 千円と定める。

平成30年2月16日提出

横浜市 市長 林 文 子